

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年 第5回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和4年5月31日(火) 午前 9時30分から 午前10時45分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館 2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、 城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課 長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係 長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係 長、川上主事

会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名委員	大嶋教育長
	今村委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
大嶋教育長：おはようございます。 それでは、定刻になりましたので、教育委員会を開催させていただきます。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 鵜根係長、お願いします。 鵜根係長：おはようございます。 配付資料の確認をさせていただきます。本日は次第のほかに別紙といたしまして3点お配りをさせていただきます。 まず1つ目です。A4判の白黒片面印刷となっております「令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算要求の概要」という資料が1枚。それから、ホッチキス留めをしております令和4年度版「福津市いじめ防止基本方針」。それから、A4判の白黒片面印刷の、「令和4年度 福津市教育委員会定期学校・園訪問日程」です。 以上、3点資料を配付させていただきます。 補正予算要求の概要につきましては、後の議案第33号に関連するもの。そのほかは諸報告に関連する資料となっております。 以上です。 大嶋教育長：資料はございますでしょうか。 本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴人はなしで実施をいたします。会議録は公開します。 1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長： 構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立しますので、令和4年第5回福津市教育委員会定例会を開会します。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。	

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と今村委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 議案第28号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱について

大嶋教育長：日程第3、議案第28号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第28号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱について、御説明いたします。この議案は、福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、令和4年度の地域学校協働活動推進員を委嘱するものです。

地域学校協働活動推進員につきましては、4月の定例教育委員会において33名の学校協働活動推進員の委嘱について専決したものを報告させていただいたところです。

今回、福間中学校長から福津市地域学校協働活動推進員の追加について推薦がありましたので委嘱するもので、これにより、福間中学校の福津市地域学校協働活動推進員につきましては、現在の2名体制から3名体制となることとなっております。

2ページに、追加する方の名簿をつけております。森さんを追加して委嘱することとしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本件に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いですので質疑を終結します。

これより議案第28号を採決します。

議案第28号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第28号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第29号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

大嶋教育長：日程第4、議案第29号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第29号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。この議案は、福津市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき設置している学校運営協議会の委員1名から辞退の申出があったことに伴い、その者を解嘱すること、また、新たに2名を委嘱するものでございます。

まず、解嘱する者でございます。一番上の表の方、赤坂さんを申出に基づき解嘱をいたします。解嘱日につきましては、本日令和4年5月31日といたしております。

次に、新たに委嘱する者でございます。先ほどの委員の代替として、福間小学校の委員として1名。それから、議案第28号で承認いただいた方を、福間中学校の委員として新たに委嘱します。2名の方を委嘱するものでございます。任期につきましては、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第29号を採決します。

議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第29号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第30号 令和4年度福津市立学校結核対策委員会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程第5、議案第30号 令和4年度福津市立学校結核対策委員会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第30号 令和4年度福津市立学校結核対策委員会委員の委嘱について御説明いたします。

この議案は、福津市立学校結核対策委員会規則第3条の規定に基づき、学校結核対策委員を委嘱するものでございます。

委嘱する者については、保健所長、学校医会の代表、医師会の代表、校長の代表、養護教諭の代表で構成することといたしております。

任期につきましては、令和4年6月15日から令和5年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：この結核対策委員会というのは、毎年任期がきて毎年更新があっていた分ですかね。どういったことをされているのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：結核対策委員会の仕事の内容でございます。こちらにつきましては、外国から転入して来た児童生徒など、普段学校が保護者から集めた書類を基に、結核の精密検査をする必要があるかどうかを判断するための組織として設けているものでございます。

ですので、保健所長などの意見を聴きながら、精密検査をするかしないかの判断をしているところでございます。

委員につきましては、この規則で任期が1年以内と決まっていますので、毎年任命をして年度末で任期が終わると、また、新たに委嘱をするということを繰り返しているところでございます。

青木委員：任期が6月15日から3月31日となっていますけど、この間はどうなっているのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：期間についてでございますが、転入して来てすぐということではなくて、基本的には学校での健康観察が終わるのが6月です。学校の健康診断は6月30日までに一通り終わらせるというのが学校保健法で決まっていたと思います。それを基に、そこまでの時点で学校に在籍している児童と、それから、転入して来た児童と合わせて、この会議を開いて議論、確認をしていくので、6月15日に会議の初回を予定していることから、6月15日の委嘱ということにさせていただいています。

以上でございます。

青木委員：わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：はい。

では、ほかはよろしいでしょうか。

今村委員。

今村委員：その学校の健康診断は大体6月の前半までに終わるということですが、結核の疑いがある子に対しては、保護者に再診をするように勧告か何かするのでしょうか。

石津課長：そうですね。はい。

今村委員：この委員会を通じてやるのですか。

石津課長：この委員会の場で対象の児童生徒について、結核の精密検査が必要ということになれば、学校を通してその子の保護者に対して、結核の精密検査を受けてくださいということで、教育委員会として医師会にお願いしていますので、医師会に行っていた

だくということになっております。

そこは公費で負担をしているところでございます。

今村委員：分かりました。ありがとうございました。

青木委員：もう1つよいですか。

大嶋教育長：はい。青木委員。

青木委員：実績としてここ何年か、結核の子が出ているのでしょうか。

大嶋教育長：はい。石津課長。

石津課長：実際に結核の陽性になった子はいないですね。

それで、去年は、10人程度がこの審査の対象だったと思いますが、そのうちで精密検査を受けなければならないとしたのは基本的に、結核の高まん延国、まん延が進んでいる国から転入した子供だけですので、数名が精密検査を受けて、結果が陽性だった人はいなかったと認識しています。

大嶋教育長：はい。農崎委員。

農崎委員：保護者に毎年結核調査が来ますが、あれを基に調査をされているんですか。

石津課長：そうですね。あの表を基に精密検査が必要かどうかの判断をしています。

農崎委員：そうなんですね。わかりました。

石津課長：グレーのところを表を見て、それをこの会議に持ち寄って、精密検査を受けさせる、受けさせないというのを判断しているということでございます。

農崎委員：わかりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第30号を採決します。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第30号 令和4年度福津市立学校結核対策委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第31号 福津市教育支援委員会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程第6、議案第31号 福津市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第31号 福津市教育支援委員会委員の委嘱について御説明をいたします。この議案は福津市教育支援委員会規則第3条の規定に基づき委員を委嘱するものでございます。

教育支援委員会は、特別な教育的支援を要する幼児児童及び生徒における就学に関すること、それから、就学後の継続的な教育支援に関することについて調査並びに審議を行う附属機関でございます。

委嘱する者については、学識経験者、学校医の代表、それから、学校長、それから、特別支援学級の担任の代表、それから、さらに教育委員会が必要と認める者。合計２２名を委嘱することとしております。

任期につきましては、令和４年７月１４日から令和５年３月３１日までとしています。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：原則として委員の総数の１０分の３未満というのはどのように決めているのでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：福津市におきましては、男女共同参画の観点から委員の男女比がどちらかに極端に偏らないということを目標に附属機関は全てこの件の文章が入ってしまして、男女比が完璧な過半数ということは難しいので、３割程度はどちらかの性が入るということを目標にこの規則が制定されているところでございます。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：今村委員、よろしいですか。

半澤委員：はい。ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第３１号を採決します。

議案第３１号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第６、議案第３１号 福津市教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

7 日程第 7 議案第 3 2 号 福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程第 7、議案第 3 2 号 福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第 3 2 号 福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、説明させていただきます。この議案は、福津市スポーツ推

進審議会条例第3条の規定により、福津市スポーツ推進審議会の委員を委嘱するものでございます。

委嘱する者の名簿をつけさせていただいております。

任期につきましては、委嘱した日から令和6年3月31日までとなっております。

最初に、兄井委員は福岡教育大学の教授で、スポーツを専門とされてある方です。阿部委員、篠崎委員、内山委員、増井委員につきましては、市のスポーツ推進委員をしていただいている方々で、委員としてスポーツ活動に携わっていただいております。それから、宮城委員は、体育協会の会長をされていらっしゃる。それから、小中学校からの代表としまして、的場校長先生、それから、國廣教頭先生に委員になっていただいております。

続きまして、角光委員は、障害者スポーツの推進のために身体障害者団体から御推薦をいただきました。

最後に、都島委員につきましては、公募委員として選考された方になります。

委員体制につきましては、再任委員6名。新任委員4名の、10名となっております。

以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

農崎委員。

農崎委員：どういったことを審議されているのでしょうか。

大嶋教育長：谷口課長。

谷口課長：平成31年3月に、スポーツ推進計画を策定し、その中で達成目標といたしまして、基本方針が4つございまして、「スポーツをしよう！」それから、「スポーツをみよう！」3番目が、「スポーツを教えよう！」4番目として「スポーツでつながろう！」ということで、最初の「スポーツをしよう！」につきましては、週1回以上スポーツを実施する人の割合を2028年度までに65%に上げる。それから、「スポーツをみよう！」につきましては、2028年度までに50%。「スポーツを教えよう！」という活動につきましては、2028年度15%。「スポーツでつながろう！」という内容につきましては、2028年度に30%目標を達成するように、スポーツ推進計画の推進について議論をしていく場になります。

以上です。

大嶋教育長：農崎委員、よろしいでしょうか。

農崎委員：その中で、具体的にはどういったことをされているんですか。

谷口課長：具体的には、審議会で委員さんたちからさまざまな意見を出していただくこととなりますが、別途アクションプランを作成しておりまして、スポーツ推進審議会による進捗管理を実施することとしておりまして、今年度につきましては、平成31年度

に策定しましたスポーツ推進計画につきまして、その達成目標について、今後どのようなことを行っていけばよいかということ審議していくことになりますが、今年度はまだ審議会が開催されておりませんので、委員さんから案を出していただくことになっております。

農崎委員：これからの会議でということですね。

谷口課長：はい。

農崎委員：はい。わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：はい。ほかございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第7、議案第32号 福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

8 日程第8 議案第33号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出について

大嶋教育長：非公開にすることについての発議をさせていただきます。

日程第8、議案第33号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出については、市議会で審議される前の案件であります。

また、諸報告、新設校に伴う基本計画の策定については、庁内での機関決定がまだ進んでいない案件になりますので、非公開とすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、この案件については、公開しないことに決定します。

これより非公開といたします。

日程第8、議案第33号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間教育部長。

赤間部長：では、議案第33号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出について説明をいたします。6月14日に開会予定となっております市議会に提出予定の教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から意見の聴取があったことによるものでございます。

別紙で、令和４年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算要求の概要を添付しております。これに沿って、該当する各課より、担当課長から概要説明を行います。

大嶋教育長：はい。城野課長、お願いします。

城野課長：教育総務課から５項目説明をさせていただきます。

まず、１項目目ですけれども、福間小学校の整備改修事業、補正額が２，５１４万２，０００円でございます。これにつきましては、３月からプールの解体の設計業務をしておりましてけれども、設計に必要な概算工事費が算出できましたため、６月議会に予算計上するものでございます。

福間小学校につきましては、早ければ令和５年度からプールを解体した跡地に増築棟を建築していく必要があるため、また、プールと運動場が非常に近い位置にあって、夏休みの間にその間の仮設工事を行う必要性があるため、６月での計上をさせていただいているところです。

次に、津屋崎小学校整備改修事業です。これは、次の項目の、新設共同調理場整備事業と併せて合築で津屋崎小学校に建てる校舎の費用になります。

設計業務において近年の社会情勢の影響による資材の高騰への対応と、設計内容の精査をしたことにより、それぞれ増額の補正となっております。

教室棟については、２，６８０万７，０００円。共同調理場については、１億４９０万円。それぞれ、合計の予算額としては、教室棟の令和４年度の予算が、１億７，７００万１，０００円。共同調理場が、３億１，４７５万９，０００円となることになります。

次に、新設小学校の建設事業です。

この後説明をさせていただきます基本計画において学校の規模、位置等が定まってきたことによりまして、今後小学校の建設地の用地購入に当たり、当該地の測量調査、不動産鑑定調査、物件補償調査等に係る経費を計上するものでございます。

内訳としましては、測量調査業務が、測量と造成設計になりまして、金額としましては、３，８１９万１，０００円。不動産鑑定業務が、３２６万３，０００円。物件補償調査業務が、４６９万１，０００円。トータルで、４，６１４万５，０００円になります。

新設中学校も同様でございまして、測量造成設計業務が、３，４９９万円。不動産鑑定業務が、３２６万３，０００円。物件補償調査業務が、９０３万円になります。それで、トータルで、４，７２８万３，０００円となっております。

以上です。

大嶋教育長：はい。では、来仙文化財課長。

来仙課長：続きまして、文化財課でございます。埋蔵文化財、保護単独事

業の会計年度任用職員の報酬等で、84万4,000円増額要望するものでございます。

これは、先ほど御説明がありました津屋崎小学校内で計画されている共同調理場建設に伴う発掘調査のうち、調査に先立つ準備工事が延期になったもの、令和3年度にできなかったものに対しまして、その発掘調査費を増額計上するものでございます。

以上です。

大嶋教育長：はい。続いて、谷口郷育推進課長。

谷口課長：津屋崎公民館管理運営費としまして、6,299万7,000円の補正を要求しております。この予算につきましては、津屋崎公民館の老朽化に伴い、早急に解体する必要がありますが、近隣施設建物の問題によりまして、当初予算での要求ができなかったため、解体工事にかかる費用を補正計上するものでございます。

内訳としましては、解体工事監理委託料が、435万6,000円。建築物解体工事費としまして、5,864万5,000円を計上しております。

以上です。

大嶋教育長：続きまして、石津学校教育課長。

石津課長：学校教育課では、保健給食係で、学校給食共同調理場の配送に使用しますトラックの購入費を債務負担行為ということで、今年度の予算ではございませんが、将来にわたって契約をするための債務負担行為というものを計上することとしております。

学校給食の共同調理場の配送に使うトラックにつきましては、令和6年度当初に納入するためのものでございまして、もともとは来年度当初に契約をして、来年度末には納品ができるのではないかとということで予定をしていたのですが、昨今の半導体不足とかの影響を受けまして、発注をかけた後に1年半は最低でもかかることが分かりましたので、今回この債務負担行為を計上しまして、今年の夏に発注をして、令和6年度当初には納車をしてもらうことを予定しているところでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：はい。それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：津屋崎公民館の近隣建物の問題によりというのはどういう意味ですか。

大嶋教育長：谷口課長。

谷口課長：近隣のある建物の、所有者が暴力団関係者ということがございまして、そこに暴力団事務所を造らせない理由としまして、半径200メートル以内に文教施設がある場合は、暴力団の事務所は造れないということが県の条例で決められております。そ

の関係で津屋崎公民館が解体できなかったのですが、その建物を市が購入することが決定しましたので、市の名義に変わったということで、津屋崎公民館が解体できるということになったということでございます。

以上です。

半澤委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはございませんか。

青木委員。

青木委員：解体するのに6, 200万かかるんですか。

谷口課長：はい。実際の解体費用としまして5, 864万円です。

青木委員：分かりました。

大嶋教育長：はい。ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第8、議案第33号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出については、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 報告

大嶋教育長：日程第9、報告にまいります。

まず、諸報告の中の非公開の分です。

新設校建設に伴う基本計画の策定についてということで、城野教育総務課長、お願いします。

城野課長：基本計画につきましては、新設小学校及び中学校を検討するに当たり、児童生徒数やクラス数、規模、スケジュール、概算事業費など、学校建設に関する基本的な考え方を整理し、今後実施する基本設計、実施設計などを円滑に行うために、本年の2月15日から本日5月31日までの期間で業務を実施させていただいております。

現時点での内容を説明させていただきます。

まずは新設小学校の校区でございます。校区については、先の教育委員会で報告しておりますが、通学区域審議会に諮問をしまして、答申を得て、小学校については、西福間5区、宮司2区、宮司3区としております。

次に、児童数です。児童数は、開校2年目の令和10年度の児童数844人がピークで、その後急速に児童が減少していく見込みとなっております。

学級数のピークにつきましては、24学級と見込んでおります。

次に、新設中学校の校区です。校区は、光陽台1区、2区、3区、光陽台南区、四角区、日蒔野1区、4区、5区、両谷区としております。

生徒数ですけれども、生徒数につきましては、開校5年目の令和13年度の生徒数462名がピークで、その後緩やかに減少していく見込みとなっております。

学級数のピークは12学級と見込んでおります。

次に、小学校の建設予定地ですけれども、校区の中心に位置し、必要な敷地面積が確保できる宮司2丁目、宮司浜1丁目にまたがる農地としております。

敷地の条件等ですけれども、敷地については、用途地域の設定がされておまして、西側が第一種住居地域、東側が第一種低層住居専用地域ということになっておまして、どちらの地域にも建物の高さの規定がある地域になっております。基本的に第一種住居地域であれば12メートル、第一種低層住居専用地域であれば10メートルという形になりますが、第一種住居地域におきましては、学校施設であれば12メートルを超えても建てることのできるという、適応除外の条項が定められている地区となっております。

新設校の施設の規模ですけれども、施設の規模は、公立学校施設費国庫負担等に関する関連法令等の運用細目の小学校基準によりますと、24学級の場合が校舎が8,552㎡、体育館が1,215㎡になります。それで、18学級の場合が、校舎が7,401㎡、体育館が同じく1,215㎡となります。

ここで2つの案があるのは、新設小学校が開校後急速に児童が減少する見込みであるため、今後建物のLCC（ライフサイクルコスト）も含めて、全てを本設の校舎で建てるのか、一部仮設の校舎を建てたほうが良いのかということを検討していくためでございます。

次に、施設の規模ですけれども、普通教室は74㎡としておまして、既設校よりも広く取っております。ただ、特別支援教室については、開校後早い時期に空き教室が出てくることを考慮しまして、普通教室の2分の1という形にさせていただいております。

また、小学校、中学校共通する内容になりますけれども、給食室、プールは整備をせずに、事業費の縮減を図っていきたいと考えております。

配置計画については、3つのパターンで考えをさせていただきまして、校舎を西側、グラウンドを東側のパターンで2パターン。それで、普通教室を南側に設置する案がA案でございます。それで、体育館を南側に設置する案がB案でございます。それで、C案が、校舎が北側で、グラウンドが南側の案でございます。この中では、B案が西側に校舎を配置すること

で、高い建物が建てられるということと、体育館が隣接する住宅等に影響が少ないということで、B案が一番優位な案ではないかということで考えております。

それで、仮に18クラスを整備して6クラスを仮設とした場合に、ここの敷地で足りるのかということを検証したのですが、一部を仮設校舎とした場合においても敷地的には対応できるという検証結果になっております。

ちなみに、校舎の校地の一番右側には学童保育所も建てられるような用地も準備をしておるところでございます。

次に、新設中学校です。新設中学校の建設予定は、四角区の市街化調整区域の中で造成面で有利な高台を中心に検討をしました。この業務と並行しまして実施しました所有者への意向調査の結果も加味して南側の田んぼを含む農地という形にさせていただいております。

敷地条件等については、調整区域ですので、建物の用途であつたりとかというのは指定がなく、建ぺい率、容積率が定まっているだけという形になります。

施設の規模ですけれども、こちらも小学校と同じように公立学校施設費国庫負担金等に関する関連法令等の運用細目の中学校基準により算定をさせていただいております。校舎面積が、約6,112㎡。体育館の面積が、1,138㎡としております。

それで、その詳細になりますけれども、中学校についても普通教室は74㎡で、既存校よりも広く取っております。

それで、特別支援教室については、普通教室の2分の1という形にさせていただいております。

なお、中学校は給食室、プールに加えて武道館についても整備をしないということとしております。

配置計画としましては、地図上の左側に住宅地があるという形になっておるんですけれども、そことの関係性を見まして、A案が一番優位ではないかというところで、現在は考えておるところです。

次に、概算工事費です。概算工事費につきましては、小学校24クラス本設で造った場合。小学校18クラス本設プラス6クラスを仮設とした場合。と、中学校とさせていただいております。

校舎、体育館、グラウンド外構整備費というのは、グラウンドのフェンスであつたりとか、小さな構造物であつたりとか、体育倉庫とかそういったものが含まれておりまして、この中には造成費とか用地購入費とか、そういったものは入っておりません。

造成費とか用地購入費というのは、今度6月で補正計上させていただきました業務の中で算定をしまいいりまして、おおむ

ね本年の12月頃には全体の学校の事業費が出てくるのかなと思っています。

校舎建設費、体育館の建設費につきましては、2年ほど前に他市で学校が建っておるんですけども、その他市の学校の設計を参考に現在の単価に置き換えて、かつ、今後の資材高騰等の上昇を見込んで、20%の上昇率を見て策定をしております。

それと、その後に出てきたタブレット等の充電の施設であるとか、福津市の学校に全て入っている各教室のプロジェクターであるとか、そういったものを入れて、それに20%を上乗せした価格で設定をさせていただいております。小学校24クラスを本設で建てた場合が、42億2,800万円。18クラスプラス仮設で6クラスを建てた場合が、41億4,100万円。それで、中学校が、33億700万円という形で現在算定をさせていただいております。

事業費については、今後も福岡市等で学校の建設の発注が予定されたりいたしますので、そういったものの数値等を参考に精査をしていきたいと考えております。

最後が事業スケジュールでございます。事業スケジュールとしましては、現在令和4年の5月末ですけども、現在基本計画が、2か月ごとに表記しているので6月末のところまで伸びていきますけれど、基本計画が終わったというところで、今後用地取得に向けて今年度内に造成設計であったり、不動産鑑定であったり、補償費の算定をさせていただくと、12月を目途に全体の事業費を議会に報告をしまして、来年度以降の予算を確保していきたいと考えております。それで、来年度、再来年度で文化財の調査であるとか、基本設計、実施設計等を経まして、令和7年度、8年度で建設を行い、令和9年度の開校を目指すというスケジュールとなっております。

ここまでのところが基本計画の説明でございます。

ここからが、小学校用地にかかる懸案事項についての説明でございます。

小学校の建設予定地については、これは以前からですけども、高潮浸水想定区域というのにかかっているところです。そして、今年の令和4年5月27日に福岡県が発表しました、手光今川水系の洪水浸水想定区域の範囲に含まれる土地となっております。

ちなみに、手光今川の洪水浸水想定区域を策定する中で用いられている想定し得る最大規模の降雨というのは、手光今川流域の24時間の総雨量が、1,103ミリということになっていまして、降雨確率でいけば、1,000分の1の確立ということで、1年間に0.1%の確率で起こる可能性がある雨量ということになっております。一般的に河川の整備で言います

と、計画規模の降雨というのをを用いて河川の整備はしていきます。通常の河川整備の目標となる降雨というのは、流域の大きさであったり、災害の発生状況によって河川ごとにまちまちなりますが、一般的には30分の1から100分の1の確立の雨に耐えることができるような形で整備をしていくということになります。それ以上の雨が降ったときには、もう施設では耐えられないので避難をしてくださいというのが現在の国の考え方ではないかと思っております。

洪水浸水区域にちょうど小学校用地がかかっていますが、高潮浸水想定区域が想定する台風の規模としましては、中心気圧が900ヘクトパスカル。これは、これまで日本にきた最大の台風である室戸台風という、1934年にきた台風を参考に設定をされております。最大の風速と移動速度が、最大半径が75キロ、時速が73キロと想定しています。これは、国内で最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風という、1959年の台風を参考に想定されています。それで、進路については一番福岡県に被害が出ると想定される東側から福岡県に侵入してきた、進行してきた形の東進型というのを採用しているという形になります。ですので、室戸台風と伊勢湾台風が合わさったような形の台風が、東側から福岡県に入ってきたときにこの規模の高潮が来るだろうという想定になっております。

防災重点ため池、ハザードマップの禊池という池について、ハザードマップの想定としましては、地震などにより当該ため池、禊池が満水状態で決壊し、水が瞬時に流れ出した場合に想定される浸水の範囲と、浸水の深さ、浸水到達時間を表しているものでございます。

こちらについても小学校の建設予定地に影響があるという形になっております。

これらの浸水想定区域図、ため池ハザードマップ図の公表の意図としては、近年の災害の激甚化を受けて、施設では守り切れない事態を想定し、社会全体が災害リスク情報を共有し減災対策に取り組むことを目的としていると、それで、ため池ハザードマップについては、ため池が決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するための参考資料として公表されていると考えております。

候補地の安全性に対する事務局としての考え方ですが、豪雨、高潮の洪水浸水区域図で想定しているような未曾有の災害が発生するおそれがある場合は、事前に避難指示等が発令されていると想定しております。ですので、学校の活動中に児童が被災することはないと考えております。校舎等の施設につきましても、既に想定される水深が公表されておりますので、水深を上回るかさ上げを行うことによって被災を免れることができると考えております。

ため池の決壊による被害についてですけれども、これについても校舎については、河川、高潮の浸水被害と同様に想定される水深を上回るかさ上げを行うことにより被災を免れることができると考えておりますけれども、ため池の決壊につきましては、事前に予測することが困難な地震とかということになりますので、登下校時を中心に児童が被災する可能性は否定できないと考えております。

この点に関しましては、ため池の適正な管理の実施と、ハザードマップを利用し、いざというときに迅速な避難ができるよう、防災教育の徹底が必要ではないかと考えております。

今回候補地を検討しております宮司、手光地区につきましては、禊池だけではなく、御供田ため池でありますとか、広光ため池、そういったものが影響してまいりますので、校区の中でため池の被害が想定されないまとまった土地というの見つけるのは非常に困難な状況ではないかと考えております。

最後に、建設予定地の整備の方針ですけれども、先ほどから何度も言っていますように、浸水想定区域に指定されておりますので、最大し得る最大規模の降雨等があっても、校舎等の施設が被災することのないように、敷地のかさ上げを行って整備をしていくということを考えております。

なお、手光今川の計画規模ですね。先ほど説明した一般的に河川がこの雨までなら大丈夫だということの数値あるんですけども、それ以上の雨が降った場合については、周辺地域で浸水の被害が発生することも懸念されますから、グラウンドについては、雨水貯留機能を持たせて、周辺地域への被害の軽減を図るようなことを目指していく必要があると考えております。

私からの説明は以上になります。

大嶋教育長：はい。それでは、学校基本計画及び小学校建設に係る懸案事項について説明がありましたが、質疑ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：いろいろと説明いただいたんですけども、そういう場所だということは、いざ台風とか来た危ないときに、その地域の方々が学校に避難したりということには当たらない建物になるんでしょうかということが1つと、最後におっしゃったグラウンドを、雨水貯留機能を持たせると言われたんですけど、ということは、グラウンドをあえて少しお盆のように低くして、そこに水をためていこうと、そういうことなのか。それか、下に何か水がためられるようにするということなのか、説明をお願いします。

大嶋教育長：城野課長、お願いします。

城野課長：まず、避難場所になるかというところですけども、これは市長部局とも話はさせていただいておりますが、公共施設で使え

るものについては全て使っていくというのが防災の考え方でございます。ここについては、敷地のかさ上げ等を行うことによって、建物が被災しないということが確定しますので、この地域の方を避難させる避難所として、当然その降雨等というのは事前に周知できる災害になってまいりますので、そういった場合にはいち早くこういった施設に避難をしていただくというアナウンスをしながら、利用していく施設になってまいります。

グラウンドについては、細かくは今後の造成設計の中でやっていきたいと思いますけれども、グラウンドの下に調整機能を持たせるのか、グラウンド自体に持たせるのかというのは、設計の中で決めてまいります。ここら辺の地域が想定し得る雨よりも少ない雨でも、やはり浸かってくる場合には、こういったグラウンドを利用して近隣の住宅に被害が一番出ることがないような形で整備をしていくべきではないかというところで現在は考えております。

大嶋教育長：半澤委員。

半澤委員：グラウンドというのは、ふだんは児童が運動したり、そういう場所であるわけで、雨水貯留機能があるということによって、そのグラウンドが常にびしょびしょになりやすいとか、そうなったら少し困るなどと思って質問させていただきました。

その辺は今後詰めていただくということですね。

城野課長：そうですね。現在、流域治水というのが国も推し進めている考え方でして、現在ある施設で使えるもので、そういった雨水の調整ができるものについては、少し補助とかも出すというようなところがございまして、そういったものをいただいて、地域の方にも喜ばれるような施設になるのであれば、そういった方向を目指していきたいなというところで、地域のためにもなる施設というようなところを、地域の方にもしっかりと説明をして、学校建設に取り組んでいきたいなということを現在考えております。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：はい。ほかございませんでしょうか。

よろしいですか。

また、本日初めて説明を聞いてということですので、また他にも不明な点が出ましたら聞いていただくということで、次に進みたいと思います。

令和4月度福津市いじめ防止基本方針について、山根指導主事。

山根指導主事：福津市いじめ防止基本方針についての説明をさせていただきます。昨年度とおおよそのところは変わっておりませんが、一応概略だけ説明をさせていただきます。

福津市いじめ防止基本方針策定の意義ということで、二段落

目にありますように、新型コロナウイルスの感染に伴い、また、インターネット上をはじめ、社会の様々な場面において、様々な事案が発生しているところでございます。その中でいじめの防止に向けて各学校で取り組んでいただいているところでございます。

いじめの定義に関しましては、各学校で研修等を行っていただいているところです。児童に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等の該当児童との一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為であって、該当行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものということで、小さいものも含めて、現在認知をしているところでございます。

市におけるいじめの防止等の対策についてです。こちらもおおよそのところは変わっておりませんが、いじめ防止等に関する市の具体的な考え方でございます。先ほど申しましたインターネットやSNSを利用したいじめへの対応というところは昨年度から文言を変えております。

インターネット（SNS）というところも昨年度と少し文言を変えているところです。

また、本年度変えたところと言うと、ワクチン接種に関する正しい理解といったところも、ここ最近問題に挙がっておりますので、そういったところも加えているところでございます。

重大事態への対処等も現在、数はほとんどありませんが、もしそうなった場合の対応策についても示しているところでございます。

また、福津市のいじめ防止基本方針を各学校、またはホームページ等で掲載をしております。各学校での各学校のいじめ防止基本方針を現在策定していただいて、7月末までに各学校のホームページに、各学校のいじめ防止基本方針を挙げてもらうように指示をしているところでございます。

以上です。

大嶋教育長：はい。令和4年度福津市いじめ防止基本方針について、質疑ございましたらお願いします。

農崎委員。

農崎委員：素朴な疑問でよいですか。

先生たち個々で対応が違うと思うんですけど、いじめられていますというような相談を受けた場合、先生方はどういう対応をしてくださいみたいなのはあるんですよね。

大嶋教育長：山根指導主事。

山根指導主事：取りあえず聞き取りですね。しっかり聞き取りをして、どういう状況なのかというのをしっかり確認した上でその状況に応じて担任が対応するのか、組織で対応するのか、また、大きいも

のになってくるとそういった審議会であつたりで対応するとかいうことになります。

大嶋教育長：農崎委員。

農崎委員：何か学校自体で校長先生とか学年主任の先生方も様々なお考えもあるだろうし、対応は個々で違うんでしょうけど、ぜひ話は聞いてあげてほしいなと保護者としては思います。お忙しいとは思いますが、先生方も。もし何かそんな機会があれば話だけは聞いてくださいということをお願いします。

大嶋教育長：山根指導主事。

山根指導主事：毎月必ず生活アンケートというのは取っているのですが、記名式であつたり、無記名式であつたりとか、そういったところで少しでも嫌な思いをしている子供がいたら対応できるようにという手だてとか現在取っているところですので、そういった事象があれば組織で対応したいと思っています。

半澤委員：はい。よろしくお願いします。

大嶋教育長：はい。

いじめ防止基本方針についてはよろしいでしょうか。

それでは、令和4年度福津市教育委員会定期学校・園訪問日程について、古賀主幹兼指導主事、お願いします。

古賀主幹：失礼します。本年度の教育委員会の学校、または幼稚園の定期訪問の日程について連絡申し上げます。

紙面を御覧ください。

上から、コミュニティ・スクールの実践交流会は本年度予定しておりませんので、該当校はありません。

次、研究発表に該当する学校ですが、本年度は、神興小学校が10月27日に県の重点課題（食育）に取り組んでおりますので、この発表会を控えております。この日を定期訪問と兼ねます。

それ以外の幼稚園、小中学校につきましては、各学校のスケジュール、希望調査を取りまして、できるだけ日程が過密にならないように集中しないようにと調整したところですが、その結果が紙面のとおりになっております。日が連日になっているところもありますので、皆様御都合等もあるかと思えます。御都合のつかない場合は、どうぞ私まで御連絡をよろしくお願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：学校・園訪問については、よろしくお願いいたします。

教育長の動静報告をいたします。

1点だけ説明をさせていただきます。5月15日日曜日に九州管楽合奏団演奏会というのが行われております。これは世界遺産登録5周年を記念して著名な作曲家に世界遺産のテーマ音楽の作曲を依頼して、その音楽が出来上がったもののお披露目を兼ねた演奏会ということで、宗像市長、教育長、福津市から

は私が出席をさせていただいたものでございます。それで、出来上がった楽曲というのが「みあれマーチ」という題名でございまして、今後これを中学校の吹奏楽等でも演奏に取り入れて広げていきたいと考えているところでございます。

動静報告について何か御質問ありましたらお願いします。

10 日程第10 その他

大嶋教育長：それでは、日程第10、その他の事項について事務局から説明をお願いします。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：今後のスケジュールについてでございます。今後のスケジュールにつきましては、お手元資料の15ページに、本日から6月30日までのスケジュールを掲載させていただいております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内させていただきます。

まず、この後6月12日日曜日でございます。午後5時から市役所別館1階大ホールにて、総合教育会議を開催いたします。

それから、次回の教育委員会定例会については、6月30日木曜日の午前9時半からを予定しております。会場は本日と同じ、市役所本館2階大会議室の予定となっております。

以上でございます。

11 日程第11 閉会宣言

大嶋教育長：日程第11、以上で本日予定されていましたが議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年第5回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。